

第2章 イスラエル国

イスラエル国独立宣言

エレッツ・イスラエル（イスラエルの地）はユダヤ民族の揺籃の地であった。この地ではユダヤ民族の精神的、宗教的、政治的アイデンティティが形成された。この地でユダヤ民族は最初に国家を建設し、民族的かつ普遍的な重要性を持つ文化的価値を創造し、世界に聖書という永遠の書物を与えた。

ユダヤ民族はその地から強制的に追放されたのちも離散を通じて信仰を堅持し、その地への帰還とその地での政治的自由を回復するために祈り、希望を持ち続けることを一度たりとも断念しなかった。

ユダヤ民族はこのような歴史的かつ伝統的なこだわりによって、その後の各世代に関わらず古の郷土に再建することに駆り立てられてきた。最近の数十年でユダヤ民族は数多く帰還した。ユダヤ民族は開拓者、移民、守備隊として砂漠を緑に、ヘブライ語を復活させ、村落や都市を建設し、発展する共同体を創造し、経済、文化を支配し、平和を愛好するが、防衛法に熟知し、すべての住民に進歩の祝福をもたらし、民族独立に向けて鼓舞した。

ユダヤ暦 5657（西暦 1897）年、ユダヤ人国家の精神的父テオドール・ヘルツルの召集により、第一回シオニスト会議が開催され、ユダヤ民族がその郷土に民族再生する権利を有することを宣言した。

この権利は 1917 年 11 月 2 日のバルフォア宣言において承認され、国際連盟の委任統治においても再確認された。とりわけ、委任統治はユダヤ民族とエレッツ・イスラエルとのあいだの歴史的絆とユダヤ民族の郷土再建の権利を国際的に認可したものであった。

ユダヤ民族に降りかかった破局、すわなち、ヨーロッパの数千万のユダヤ人虐殺は、エレッツ・イスラエルにユダヤ人国家を再建することによって永住地のない人々の問題を解決する緊急性を明確に示すもう一つの証であった。このユダヤ人国家はすべてのユダヤ人に郷土の門戸を広く開き、ユダヤ民族に民族という家族としての完全に特権化された成員としての地位を付与した。

ヨーロッパにおけるナチによるホロコースト生存者は世界の他地域のユダヤ人と同様、艱苦、制約、危険にくじけず、イスラエルに移民し続け、民族的祖国での尊厳、自由、勤労の生活への権利を行使し続けた。

第二次世界大戦においてはこの国のユダヤ人社会は邪悪なナチの軍事力に対する自由と平和を愛する諸国の闘争を全面的に負担し、兵士の血と戦争努力によって国際連合を創設した国民の中で認められる権利を獲得した。

1947年11月29日、国際連合総会はエレット・イスラエルにユダヤ人国家設立を求める決議を採択した。すなわち、総会はエレット・イスラエルの住民がその決議実施のために必要なステップをそれぞれの立場で取るよう要請した。国際連合によるユダヤ民族の国家設立の権利の承認は永遠に刻印されるものである。

この権利は、ユダヤ民族が他の諸民族と同様に、主権国家における自らの運命の主人である当然の権利である。したがって、われわれ国民評議会、エレット・イスラエルおよびシオニスト運動の代表として、エレット・イスラエルに対するイギリス委任統治の終了の日にここに結集し、われわれの必然かつ歴史的な権利に基づき、国際連合総会決議の効力にしたがって、エレット・イスラエルにおいてイスラエル国として知られるユダヤ人国家の設立をここに宣言する。

われわれは今夜、すなわち5708年イヤール月6日、シャバトの夕べから、1948年10月1日までに選出された憲法制定議会によって制定されるであろう憲法にしたがって国家の選出された通常権力の樹立までの間、国民議会が暫定国会として機能し、その行政府である国民政府は「イスラエル」と呼ばれるユダヤ人国家の臨時政府となる。

イスラエル国はユダヤ人移民および離散民の集合のために開放され、そのすべての住民の利益のために国家の発展を促進し、イスラエルの諸預言者によって予言された自由、正義、および平和に基づき、宗教、人種、あるいは性にかかわらずすべての住民の社会的、政治的諸権利の完全な平等を保証し、すべての宗教の聖地を保護し、国際連合憲章の原則に忠実でありつづける。

イスラエル国は1947年11月29日の総会決議を実施する際に国際連合の諸機関および諸代表と協力する用意があり、エレット・イスラエル全体の経済的統一をもたらす手段を講じる。

われわれは国家建設に際してユダヤ民族を援助し、イスラエル国を諸国民の家族として受け入れるよう国際連合に訴えるものである。

われわれは、この数ヶ月間でわれわれに向けられた虐殺のただ中で、イスラエル国のアラブ住民に対して、平和を維持し、完全かつ対等の市民権および暫定かつ常任機関すべてにおいてしかるべき代表権に基づく国家の建設に参加するよう呼びかける。

われわれは平和とよき隣人であるために近隣諸国の政府と国民に対して手をさしのべ、祖国に入植した主権を持つユダヤ民族と協力および相互扶助の絆を樹立するよう呼びかける。

われわれは離散のユダヤ民族に対して移民と建国の仕事のためにエレット・イスラエルの

周囲に結集し、何世代にもわたる夢の実現、すなわち、イスラエルの贖罪のために偉大な闘争とともに立ち上がるよう呼びかける。

イスラエルの礎にわれわれの信の置きつつ、ユダヤ暦 5708 年イヤール月 5 日（1948 年 5 月 14 日）のシャバトの夕べ、祖国の地において、暫定国会本会議において本宣言への署名者を添付するものである。

ダヴィッド・ベングリオン ヘルツル・ヴァルディ ダヴィド・ツヴィ・ピンカス
ダニエル・アウステル ラヘル・コーヘン アハロン・ツイスリンク
モルデハイ・ベントフ ラビ・カルマン・カハナ モシェ・コロドゥニー
イツハク・ベン・ツヴィ サアディア・コバシー エリエゼル・カプラン
エリヤーフ・ベルリンニエ ラビ・イツハク・メーイル・レヴィン アブラハム・カ
ツネルソン
フリッツ・ベルンシュタイン フェリックス・ローゼンブルエト
ラビ・ウルフ・ゴールド メーイル・ダヴィド・ローエヴェンシュタイン ダヴィッ
ド・レメツ メーイル・グラヴォフスキー ベルル・レペトゥール
イツハク・グルーエンバウム ツヴィ・ルリア モルデハイ・シャットネル
アブラハム・グラノフスキー博士 ゴルダ・メイヤーソン ベン・ツィオーン・ステ
ルンベルグ ナフーム・ニール ベホール・シトレエト
エリヤーフ・ドブキン ラビ・イエフダー・レイブ モシェ・シェルトク
ツエラフ・ヴァールハフティッヒ ハコーヘン・フィシュマン

世界シオニスト機構＝ユダヤ人機関（地位）法

ユダヤ暦 5713 年－1952 年

第 1 条

イスラエル国はそれ自身をユダヤ民族全体の創造だと見なし、その門戸はその諸法に従って、イスラエルに移民する意志のあるユダヤ人にはだれにも開放されている。

第 2 条

世界シオニスト機構は 20 年前のその創立時から、他のユダヤ人サークル、諸団体の援助を得て、祖国への帰還という古くからの夢を実現すべくユダヤ民族の運動と努力を先導し、イスラエル国建設の主要な責任をおってきた。

第 3 条

世界シオニスト機構は、同時にユダヤ人機関でもあり、以前から移民を世話し、イスラエルでの同化と入植の指導を行った。

第 4 条

イスラエル国は、開発、入植、離散の地からの移民の同化、およびこの分野での活動するユダヤ人諸組織・機関によるイスラエルでの活動の調整などのために、世界シオニスト機構をイスラエル国において将来も活動を続ける公的に承認された機関だとみなしている。

第 5 条

現在のイスラエル国およびシオニスト運動の主要な任務である離散民の集結の使命は離散の地におけるユダヤ民族の常なる努力を必要とする。したがって、イスラエル国は、国家建設および大規模な移民への援助を、すべく個人であれ、集団であれ、すべてのユダヤ人に期待しており、あらゆる社会に属するユダヤ人の統合をこの目的に不可欠なものとしてみなしている。

第 6 条

イスラエル国は世界シオニスト機構からのこのような統一達成のための努力を期待する。この目的のために、もしシオニスト機構が政府と議会の承認を得て、その基礎を広げる決定を行うならば、拡大された組織はイスラエル国では世界シオニスト機構に与えられた地位を享受することになる。

第 7 条

世界シオニスト機構（その代表はユダヤ機関執行部として知られるシオニスト執行機関

であるが) の地位および政府との協力形態に関する詳細は、政府およびシオニスト執行機関との間でイスラエルにおいて結ばれる協定によって決定される。

第 8 条

協定はエルサレムで行われた第 23 回シオニスト会議での宣言に基づく。すなわち、エレッツ・イスラエルにおける歴史的任務を達成するための世界シオニスト機構およびその様々な関係団体の具体的な業務は、イスラエル国の法律にしたがって、イスラエル国とその政府との完全な協力と調整が必要である。

第 9 条

シオニスト執行機関が協定に従って活動する分野におけるイスラエル政府と同機関との間の活動を調整するための委員会が設立される。同委員会の仕事は協定で決定される。

第 10 条

協定および両者間の同意の下でなされた変更および修正は、期日が明確に指定されている場合を除き、広報に掲載された、その掲載日を発効の期日とする。

第 11 条

シオニスト執行機関は法律団体であり、契約関係に入ったり、財産の取得、保持、放棄を行い、法律などの手続きの当事者である。

第 12 条

シオニスト執行機関、その財団およびその他の組織は税および政府による課徴金からは免じられ、協定に規定された制約や条件に拘束されている。免税は協定が発効すると同時に有効となる。

ヨセフ・スプリンザク 国会議長・臨時大統領
ダヴィド・ベングリオン 首相

帰還法(hoq ha-shevut)

ユダヤ暦 5710 年－西暦 1950 年

(帰還の権利)

第 1 条

すべてのユダヤ人はエレッツ・イスラエルにアリヤー（移民）する権利を有する。

(移民の査証)

第 2 条

(a) アリヤーは移民の査証に従わねばならない。

(b) 移民の査証はイスラエルに定住する希望を表明するすべてのユダヤ人に与えなければならない。ただし、移民大臣が、申請者が以下の場合だと認めたときはその限りではない。

(1) 申請者がユダヤ民族に敵対的な行動に従事する。

(2) 申請者が国家の公衆衛生あるいは安全に危険を与える可能性がある。

(移民の証明書)

第 3 条

(a) イスラエルにアリヤーし、到着後イスラエルに定住する希望を表明したユダヤ人はイスラエルにいる間に新移民（オレー）の証明書を取得しなければならない。

(b) 第 2 章(b)で規定された制限は新移民の証明書付与に対しても適用されるが、イスラエルに到着後の罹患者の病気が公衆衛生への危険だとは見なさない。

(住民および新生児)

第 4 条

本法の発効前にアリヤーしてきたすべてのユダヤ人、および当地で誕生したすべてのユダヤ人は本法の発効前後にかかわらず、本法の下ではアリヤーしてきた者は新移民とみなす。

(実施および規定)

第 5 条

移民省は本法を実施する責務を負い、その実施にかかるすべての諸問題あるいは新移民の査証および幼児から 18 歳までの新移民の証明書に関する諸規定を制定しなければならない。

ダヴィド・ベングリオン 首相
モシェ・シャピーラ 移民大臣
ヨセフ・スプリンザク 大統領代理・国会議長

帰還法（改訂）ユダヤ暦 5714—西暦 1954 年

（前略）

第 1 条

- (2) 次の節を [第 2 章] (2)の後に挿入。
- (3) 申請者は公共の福利を犯す可能性のある、犯罪歴のある人物。

第 2 条

帰還法第 2 章および第 5 章における“移民大臣”の語を“内務大臣”の語に置き換える。

モシェ・シャレット 首相
ヨセフ・セルリン 保健相・内務相代理
イツハク・ベンツヴィ 大統領

帰還法（改訂第 2 号）ユダヤ暦 5730 年—西暦 1970 年

（第 4 章 A および B の追加）

第 1 条

帰還法 5710—1950 年において、次の章句を第 4 章のあとに挿入される。

（家族成員の諸権利）

第 4 条 A

- (a) 本法におけるユダヤ人の諸権利および国籍法 5712—1952 年における新移民の権利、および同様に他の法律における新移民の諸権利は、ユダヤ人で宗教を自発的に変更した人を除き、ユダヤ人の子供および孫、ユダヤ人の孫の配偶者にも付与される。
- (b) 前節(a)における権利が主張される権利を有するユダヤ人が生存しているかどうか、あるいは、その人物がイスラエルに移民してきたかどうかは考慮されない。

(c) 本法において、あるいは前節(a)において言及される条項によるユダヤ人あるいは新移民は、前節(a)の下における権利を主張する人に適用される。

(定義)

第4条B

本法の趣旨では、“ユダヤ人”とは、ユダヤ人の母から生まれ、あるいはユダヤ教徒に改宗した者で、他の宗教の成員ではない者を意味する。(“yehui”-mi she-nolad le-am yehudi o she-nitgayyer, ve-hu einu ben dat aheret)

(第5条の改訂)

第1条

帰還法 5710-1950 年の第5条において、次の章句が末尾に追加される。すなわち、“第4条A およびBの目的のための法規は国会の憲法・立法・司法委員会の承認を必要とする。

(人口登録法 5725-1965 年の改訂)

第2条

人口登録法 5725 年-1965 年においては、次の項が第3条の次に挿入される。

(登録の権限および定義)

第3条A

(a) 本法における届け出、あるいは登記簿における他の登録、またあるいは公的文書が同人がユダヤ人でないことを示し、そしてかつ、当該届け出、登録、および文書が登録主席官の感触に矛盾しない限り、あるいは、管轄下の裁判所の確認判決がそうでないと決しない限り、同人は民族 (le'om) および宗教 (dat) によってユダヤ人とは登録されない。

(b) 本法および前述の登録あるいは文書の趣旨では、“ユダヤ人”とは帰還法 5710-1950 年第4条Bと同様の意味をもつ。

(c) 本条は発効前に有効であった法規の適用を制限するものではない。

ゴルダ・メーイル 首相

ゴルダ・メーイル 首相・内相代理

シュネウル・ザルマン・シャザル 大統領

イスラエル基本法

基本法：クネセト〈国会〉

(クネセトとは)

第1条

クネセトとはイスラエル国の議会である。

(設置場所)

第2条

クネセトの設置場所はエルサレムである。

(構成)

第3条

クネセトは選挙によって120名の議員によって構成される。

(選挙制度)

第4条

クネセトはクネセト選挙法に従って、国民による比例代表に基づく普通直接秘密選挙によって選出される。本章はクネセト議員の多数決を除いて変更されることはない。

(選挙権)

第5条

18歳以上のすべてのイスラエル国民は、法廷が何らかの法律により選挙権を剥奪した場合を除いて、クネセト選挙への選挙権を有する。クネセト選挙への選挙権の行使にあたっては選挙人が18歳であるかを選挙法によって判断する。

(被選挙権)

第6条

名前を含む立候補者リストへの登録許可日に21歳あるいはそれ以上であるすべてのイスラエル国民は、法廷が何らかの法律により選挙権を剥奪した場合を除いて、クネセトへの被選挙権を有する。

(立候補できない者)

第7条

次に該当する者はクネセト候補になることができない。

(1) 大統領

- (2) アシュケナジーおよびスファラディー首席ラビの二名
- (3) 在職中の判事（ショフエート）
- (4) 在職中の宗教判事（ダヤーン）
- (5) 国家監督官
- (6) イスラエル国防軍参謀総長
- (7) 在職中のラビおよびユダヤ教以外の牧師等
- (8) 法によって定められた等級および階級以上の高級官僚および軍上級将校

（クネセトの任期）

第 8 条

クネセトの在任期間は選挙日から 4 年である。

（選挙日）

第 9 条

クネセト選挙はクネセト任期の終わる年のヘシュヴァン月第三火曜日に実施される。

（選挙日は休日となる）

第 10 条

選挙日は休日となるが、交通機関などの公共サービスは通常通りに行われる。

（選挙結果の公表）

第 11 条

選挙結果は選挙日から 14 日後の広報にて公表される。

（クネセトの開会）

第 12 条

クネセトは選挙結果が公表された週の翌週の月曜日、午後 4 時に開会しなければならない。当該日が祝日あるいは祝日前日である場合には祝日に続く勤労日に開会しなければならない。

（クネセトの開会）

第 13 条

クネセトはイスラエル国大統領によって開会されなければならない。大統領不在の場合には、出席しているクネセト最年長議員が行う。大統領がクネセトを開会すれば、大統領は議会の議長職を出席最年長議員に渡さなければならない。

(クネセト議員による誓約)

第 14 条

最年長議員がクネセト第一会期を開会し、議長職に就いたら、同議員はクネセト議員として誓約を行わなければならない。誓約は次の通りである。

「私はイスラエル国に忠誠を誓い、クネセト議員職を忠実に全うすることを誓約する。」

最年長議員が誓約すると、同議員は再度クネセト議員に向かって誓約を読み、クネセト議員はそれに対して起立して、誓約しなければならない。「私は誓約する(mithayiv ani)。」

(開会後の誓約)

第 15 条

クネセト開会に出席しなかった議員、あるいは開会后議員になった者は最初に出席した際に誓約を宣言しなければならない。議長は誓約を読み上げ、議員も立ち上がって誓約を宣言する。「私は誓約する。」

(不誓約)

第 16 条

クネセト議長がクネセト議員に誓約の宣言を求め、同議員がそれを行わなかった場合、議員は宣言を行わない限り、クネセト議員としての諸権利を享受できない。

(議員の特権)

第 17 条

クネセト議員は不可侵の特権を有する。詳細は法に定められる。

(議会上の不可侵)

第 18 条

クネセト議会議場も不可侵の特権を有する。詳細は法に定める。

(手続きと規約)

第 19 条

クネセトはその手続きを自ら定める。すなわち、その手続きが法によって規定されていないかぎり、クネセトは自らの規定に従ってそれを定める。手続きが前述のように定められていない場合はクネセトはこれまでの慣行・慣例に従う。

(議長および副議長)

第 20 条

クネセトは議員のなかから議長および副議長を選出する。

(委員会)

第 21 条

クネセトはその議員のなかから常任委員会を選出し、特別問題に関する委員会をも選出する。委員会の機能、権限、手続きは法で定められていないものに限り、諸規則によって定める。

(調査委員会)

第 22 条

クネセトは、常任委員会の一つに権限を与えるか、あるいは議員より選出された委員会を設立するかのいずれかによって、クネセトによって指示された諸問題に関する調査委員会を任命することができる調査委員会の権限と機能はクネセトによって決定される。いずれの委員会にもクネセトにおける議席配分に応じて政府与党となっていない政党の代表を含めなければならない。

(議員ではない閣僚)

第 23 条

クネセト議員ではない閣僚は、クネセトに関係するすべてに関して、投票権を有さないことを除いて、クネセト議員である閣僚の同等の地位をもつ。

(過半数)

第 24 条

クネセトは議員の提出したあらゆることに関して議論を行い、決定を行う。

(多数決)

第 25 条

法によって規定された場合を除いて、クネセトは投票に参加するものの多数決によってその決定をなされなければならない。その場合、棄権者は投票参加とは認められない。投票過程は規定によって定められる。

(会議)

第 26 条

クネセトの会議は議事場で開催される。特別の場合、クネセト議長は副議長と協議のうえ、他の場所で議会を開催できる。クネセトの会議は会期中に行われる。

(会議の公開)

第 27 条

クネセトは特に定めるか、あるいは法によって規定されない限り、公開で行われ、カメ

ラで録画される。

(公表－公開会議の公表)

第 28 条

公開会議でなされた議事の公表は制限されず、刑法あるいは民法上の責任を伴うことはない。議事の議長が、法に定めるところにしたがって、国家の安全保障を損なう事案だと判断した場合はその公表については禁止することができる。

(公表－非公開会)

第 29 条

非公開会議でなされた議事の公表は法によって定められた手続きによって許可されない限りは禁止される。

(公表の禁止)

第 30 条

前二条において禁止された事案を公表したものは法に定められた刑罰に処される。

(会期)

第 31 条

クネセトは年に二回の会期がある。第一は仮庵の祭り（スコート）後、4 週間以内に行われ、第二は独立記念日後 4 週間以内に行われる。二つの合計会期は 8 ヶ月を越えてはならない。

(開催時間)

第 32 条

前条に言及されるようにクネセトが 4 週間以内に開催されなかった場合、第 5 週目の月曜日午後 4 時に開催しなければならない。

(会期以外のクネセトの開催)

第 33 条

前述の会期に加えて、クネセト議長はクネセト議員 30 名の要請に基づいて、あるいは政府の要請に基づいて、クネセトを開催することができる。

(クネセトの解散)

第 34 条

クネセトは当該法が適用される以外には任期満了前にそれを解散してはならない。

(クネセト解散後の選挙日)

第 35 条

クネセト解散に関する法律は次期クネセトの選挙期日を含まなくてはならない。

(解散後のクネセトの任期)

第 36 条

クネセトが解散を決議した場合、次期クネセトの任期は、選挙日から 4 年が終わる次のヘシュヴァン月までとなる。

(クネセトの継続)

第 37 条

解散したクネセトは次期クネセトの開催まで任期を有する。

(立法の有効期間の延長)

第 38 条

解散したクネセト任期の最後の 2 ヶ月で、またはクネセトが解散すると決議した後の 4 ヶ月、あるいは新規クネセトの最初の 3 ヶ月間において失効するいかなる立法も、前述の 3 ヶ月が終了するまでは有効であり続ける。

(クネセト議員の俸給)

第 39 条

クネセト議員は法律の規定に従って俸給を得る。

(クネセト議員の登録)

第 40 条

クネセト議員はその職を辞任できる。辞任は辞職しようとする議員がクネセト議長に対して辞表を個人的に提出するか、あるいは議員が個人的に辞表を提出できない場合には法律に定められたやり方でそれを送付することができる。辞表は提出あるいは送付の期日が示され、署名が必要である。

(辞任の結果)

第 41 条

クネセト議員が辞任した場合、そのクネセト議員職は、辞表が撤回されない限りクネセト議長に届いた後 48 時間で終了する。

(クネセト議員の任期満了)

第 42 条

クネセト議員が役職に選出あるいは指名された場合には、その役職の保持者はクネセト

議員候補者から除外される。また、選出あるいは指名時にその議員職は停止される。

(クネセト議員の交代)

第 43 条

クネセト議員ポストが空席になった場合、その議員の属する選挙リストにおいて選出議員の最後の議員の次の順番の候補者になっている候補者に補充される。

(緊急諸規定によって影響を受けない法律)

第 44 条

他の法律の条項にもかかわらず、本法は緊急諸規定によって修正、停止、諸条件に影響を受けることはない。

(確立された条文)

第 45 条

44 条あるいは本条はクネセト 80 名の議員の多数によって以外は修正することができない。

イツハク・ベンツヴィ 大統領 ダヴィド・ベングリオン 首相

基本法：土地

第1条

イスラエル国家あるいはケレン・カイエメト（土地開発公社）の土地であるイスラエルの土地の所有は売買あるいは他の方法であっても譲渡されてはならない。

第2条

第1条は法律によってその目的のために決定された土地あるいは取引の分類には適用されない。

第3条

本法における「土地」は、土地、家屋、建造物、および土地に付随する永続的なものを意味する。

イツハク・ベンツヴィ 大統領 ダヴィド・ベングリオン 首相

基本法：大統領

第1条

大統領は国家元首である。

第2条

大統領の官邸の所在地はエルサレムである。

第3条

大統領は5年ごとにクネセトによって選出される。

第4条

イスラエルに居住するイスラエル国籍保持者は大統領職の候補者になる資格を有する。二期続けて大統領職に就いたものはそれに続く期間に実施される選挙の候補者にはなれない。

第5条

大統領選挙は在職の大統領の任期が終了する90日より早くなく、30日より遅くない日に実施される。大統領職が任期満了前に空席になった場合、空席になった日から45日以内に選挙は実施される。クネセト議長は副議長と協議して選挙日を設定し、少なくとも20日前までに文書でクネセト議員全員に告知する。選挙日がクネセト期間中で当たらない場合、クネセト議長は大統領選挙のためにクネセトを開催する。

第6条

- (a) 選挙日が設定されると十名以上の議員が候補者を推薦する。推薦は文書で行い、候補者の文書、電報などによる合意をもって選挙日前10日までにクネセト議長に伝えられる。クネセト議員は一人より多い候補者の推薦保証人になってはならない。
- (b) クネセト議長は選挙日前7日までに文書でクネセト議員全員にすべての推薦候補者およびその保証人となった議員の氏名を告知し、選挙が行なわれる議会の開会時に候補者を公示する。

第7条

大統領選挙は本目的のために指定されたクネセト議会で秘密選挙によって行なわれる。

第8条

クネセト議員の過半数を獲得した候補者が当選する。どの候補者が過半数を獲得しない場合、第二回投票が行なわれる。第二回投票でどの候補者も過半数を獲得できない場合、投票は継続される。第三回およびそれ以降の投票において、その前の投票で最下位となっ

た候補者は立候補できない。第三回以降の投票で、投票に参加し一人の候補者に投票したクネセト議員の過半数を獲得した候補者が当選する。二人の候補者が同数の得票を獲得した場合、投票が繰り返される。

第9条

選出大統領は次の宣誓にしたがってクネセトで署名しなければならない。

「イスラエル国およびその法律に対して忠誠を誓うことを宣誓し、大統領としての職務を忠実に全うすることを誓います。」

第10条

選出大統領は忠誠宣言を行い、前大統領の任期満了時に職に就任する。前大統領職が任期満了前に空席になった場合、選出大統領は選挙後できるだけ早い時期に忠誠宣言を行い、忠誠宣言を行なって就任する。

第11条

(a) 大統領は

- (1) 大統領の権限に関連する法律以外、すべての法律に署名する。
- (2) 法律に従って組閣達成のために行動を行い、内閣の辞職を受け取る。
- (3) 内閣から閣議についての報告を受ける。
- (4) イスラエル外交特使に信任状を手渡し、外国からイスラエルに派遣された外交特使に信任状を受け取り、イスラエル領事に委任し、外国からイスラエルに派遣された領事の任命を確認する。
- (5) クネセトによって批准された外国との条約に署名する。
- (6) 判事および官僚の任命および解任に関連する法によって指定されたあらゆる職務を遂行する。

(b) 大統領は減刑などによって特赦を行なう権限を有する。

(c) 大統領は法律によって指定された他のあらゆる職務および権限を遂行する。

第12条

組閣に関係する文書以外、大統領による公式文書の署名は首相あるいは政府が決定した他の大臣の連署を必要とする。

第13条

(a) 大統領はいかなる法廷あるいは裁判には責任を負わない。大統領の職務に関連するいかなる点について法的行為から免責される。

(b) 大統領は大統領の職務の遂行において知りえたことを証言において明らかにする必

要はない。

第 14 条

大統領は犯罪において起訴されない。本条にしたがって大統領が犯罪で起訴されない期間は犯罪の時効期間としては計上されない。

第 15 条

大統領は証言する必要がある場合、その証言は本条で決められた場所と時間において行なわねばならない。

第 16 条

大統領の給与および就任中あるいはその後に行なわれた、遺族年金を含むほかの支払いはクネセト決議によって定められる。クネセトは財務委員会にその権限を与える。本条における決議は官報に公表される。

第 17 条

- (a) クネセト議会委員会の許可がある場合を除いて、大統領は大統領の地位および職務以外のいかなる地位に就いてはならないし、あるいはいかなる地位についてはならない。
- (b) 大統領はすべての兵役から免除される。

第 18 条

大統領は政府の許可がなければイスラエルの領域を離れてはならない。

第 19 条

大統領は辞表をクネセト議長に提出することによってその職務を辞任できる。辞表は連署を必要としない。大統領ポストは辞表がクネセト議長に届いてから 48 時間空白が許される。

第 20 条

- (a) 大統領が大統領の地位にふさわしくない行為のためにその地位に値しないとされた場合、クネセトは決議によって大統領をその職から解任できる。
- (b) クネセトは、少なくともクネセト議員 20 名によって議会委員会において釈明するか、あるいは委員会委員の 3 分の 2 の多数決によって採択された議会委員会の議決に基づくか以外には大統領をその職から解任できない。
- (c) 議会委員会はクネセトの承認を受けた委員会によって定められた手続きに従って訴えに反論する機会が大統領に与えられる前に大統領をその職から解任する提議を行なうことはできない。クネセトはクネセトの承認を受けた議会委員会によって定め

られた手続きにしたがって大統領から聴取の機会が与えられる前に大統領をその職から解任する決議を行なうことはできない。

- (d) 大統領は権限を与えられた代理として議会委員会およびクネセトに対して代表する。クネセト議員は大統領の代表として行動することができない。議会委員会およびクネセトは本条に基づいて大統領を議事に参加するよう召喚することができる。
- (e) 本条のクネセトの議事はこの目的のためだけに行なわれる会議およびその次の会議で行なわれる。議事は議会委員会の決議後 20 日を過ぎないで開始される。その開始時間はクネセト議長によって少なくとも 10 日前に文書ですべてのクネセト議員に告知される。議事の開始がクネセト会期中に当たらない場合、クネセト議長は本議事のためにクネセトを招集しなければならない。

第 21 条

- (a) クネセトはその議員の過半数によって採決された決議によって、大統領が健康上の理由で永続的にその職務を遂行できないと宣言できる。
- (b) クネセトは、議会委員会によって定められた諸規則にしたがって提出された医師の意見書の説得力に関して委員の 3 分の 2 以上の多数によって採決された議会委員会の提議を除いて、上記のように決議を採択することはできない。
- (c) クネセトが上記のように決議した場合、大統領の地位はその決議の日に空白となる。

第 22 条

- (a) 大統領は一時的にその職務遂行と権限執行の停止を行なうのは次の場合である。
 - (1) 大統領がイスラエル領を離れる場合、その出国から帰国までの期間。
 - (2) 大統領が議会委員会に対して、健康上の理由で一時的にその職務を遂行できないと告知し、クネセト委員会が過半数で大統領の告知を承認した場合、告知承認時から委員会によってその決議において定めた期間の終了まで、あるいはできるだけ早い時期に告知するまでの期間。
 - (3) 議会委員会はその委員の 3 分の 2 以上の多数によって、委員会によって定められた諸規定にしたがって提出された医師の意見書の説得力に関して、大統領が健康上の理由で一時的に大統領の職務を遂行できないと決議した場合、決議採択時から決議において議会委員会によって定められた期間の終了まで、あるいは議会委員会が大統領はもはやその職務を遂行できないと決議するまでの期間。
- (b) 議会委員会は(a)の(2)(3)の条項のもとで、3ヶ月を超える期間を設定してはならない。委員会は中断なく、あと追加で3ヶ月間を限度とする期間の延長することができる。

いかなる延長も議会委員会の提議に基づきクネセト議員の過半数によって採択されたクネセト決議を必要とする。

第 23 条

- (a) 大統領職が空白となった場合、新大統領が就任しない限り、クネセト議長が暫定大統領の職に就任する。
- (b) 大統領が一時的にその職務を遂行できず、権限を執行できない期間は、クネセト議長が大統領代理の職に就く。
- (c) 暫定大統領あるいは大統領代理として職に就いている一方で、クネセト議長は法律によって定められた大統領の職務を遂行し、法律によって大統領に授けられた諸権限を執行する。

第 24 条

- (a) クネセト議長は官報で次の点に関する告知を公表しなければならない。
 - (1) 大統領職の任期の開始
 - (2) 大統領職の空白
 - (3) 第 22 条(2)(3)のもとで大統領代理としてクネセト議長の任期の開始と終了。
- (b) 首相は大統領の出国と帰国に関して官報に告知しなければならない。

第 25 条

他のいかなる法律の条項にかかわらず、本法は緊急諸規定によって修正、停止、あるいは条件をふすことはできない。

第 26 条

- (a) 以下はよって廃棄される。
 - (1) 暫定法ユダヤ暦 5709／西暦 1949 年の第 2 条(c)、第 6、7 条。
 - (2) 大統領（任期）法ユダヤ暦 5712／西暦 1951 年。
- (b) 大統領、閣僚、およびイスラエル首席ラビ法ユダヤ暦 5712／西暦 1950 年は大統領には適用されない。

第 27 条

ユダヤ暦 5723 年イヤール月 27 日（西暦 1963 年 5 月 21 日）にクネセトによって選出された大統領は本法のもとで選出され、就任したとみなされる。

レヴィ・エシュコール 首相

基本法：政府

第 1 条

政府は国家の行政権力である。

第 2 条

政府の所在地はエルサレムである。

第 3 条

- (a) 政府は首相と閣僚から構成される。
- (b) 首相は選挙法（クネセトおよび首相）に従って直接、平等、秘密において行なわれる総選挙で選出されることによって職務を行なう。
- (c) 閣僚は首相によって指名される。その指名はクネセトの承認を必要とする。
- (d) クネセトが政府構成に関する首相の提案を拒否した場合、首相への不信任とみなされ、第 19 条(b)が適用される。

第 4 条

選挙がクネセトのために実施された場合には必ず首相のための選挙も同時に決定される。ただし、選挙実施訴訟にしたがって新たな選挙が実施された場合は除く。

第 5 条

基本法において特定された場合においては首相選挙が個別に行なわれるであろう。

第 6 条

クネセトにおいて選挙権を有すものは首相選挙の投票権を有する。

第 7 条

首相および閣僚の任期はクネセト選出議員との期間と同じである。

第 8 条

- (a)以下の条件を満たす人は首相候補者の資格を有する。
 - (ア) クネセト候補の資格を有し、少なくとも候補届出の日に 30 歳であること。
 - (イ) 首相選挙がクネセト選挙と同日に行なわれた場合、首相候補はクネセト候補リストのトップでなければならない。
 - (ウ) 補欠選挙が実施された場合、首相はクネセト議員でなければならない。

第 9 条

- (a) 次の機関は首相候補を推薦できる。
 - (1) クネセト候補リストを提出した最低 10 名のクネセト議員の党派

- (2) 複数のクネセト候補リストを提出した最低 10 名の複数のクネセト議員の党派
- (3) 参政権をもつ 5 万人の人々
- (b) 補欠選挙の場合、候補者はクネセトの一つの党派あるいは二つの党派によって推薦され、その一つの党派あるいは複数の党派の総員は最低 10 名の議員あるいは 5 万人の参政権をもつものによって推薦されなければならない。

第 10 条

- (a) 本基本法が補欠選挙実施の理由を与えた場合、前記選挙は選挙理由が生じた日から 60 日経過に先立つ最後の火曜日に行なわれる。
- (b) 本基本法が補欠選挙実施の理由を与え、その期日が「基本法：クネセト」第 9 条にしたがってクネセト選挙が実施される一年あるいはそれ以下である場合、クネセト選挙は繰り上げられる。クネセト選挙および首相選挙は補欠選挙のために特に決められた期日に行なわれるものとする。

第 11 条

クネセト選挙日あるいは首相選挙日が本基本法にしたがって休日、休日の前日、あるいは休日の翌日にあたった場合、選挙は休日、休日の前日、あるいは休日の翌日ではない次の火曜日に実施するものとする。

第 12 条

立候補届出の法律によって指定された最終期日の後に立候補者が死去した場合、あるいは立候補者の健康上の理由で立候補できなくなった場合、クネセトおよび首相選挙あるいは特別選挙は延期される。

第 13 条

- (a) 選出された首相は有効投票数の半数以上の候補者でなければならない。ただし、候補者はクネセト議員でなければならない。
- (b) 立候補者の誰も(a)項で明記された得票数を獲得しない場合、最初の選挙結果公表から 2 週間を経過した後の最初の火曜日に再度選挙が行なわれる。
- (c) 決戦投票の場合、選挙に立候補した候補者は第一回選挙の有効投票数のうち最高得票をとった候補者二名で行なわれ、クネセト議員でなければならない。決選投票では、有効投票の多数を獲得した候補者が首相候補となる。
- (d) 決選投票実施前に候補者の一人が死去した場合、あるいは選挙に立候補できなくなる何らかの理由を生じた場合、当該立候補者を推薦した人は代わりに他の候補者を立てることができる。ただし、この推薦は決選投票の 96 時間前までになされなければ

ばならない。第 12 条(c)の条項は必要に応じて変更して適用できる。決選投票の立候補者が辞退した場合、第一回投票で有効投票の第二の最高得票数を獲得した候補者がその地位に付く。候補者はクネセト議員でなければならない。

- (e) 第一回投票あるいは決選投票であれ、唯一の候補者である場合、選挙は信任投票として行なわれる。有効投票のうち信任票が不信任票を上回った場合、候補者は当選となる。
- (f) 本条項にしたがって候補者が選出されない場合、補欠選挙が行なわれる。
- (g) 首相選挙結果は選挙後 14 日以内に官報 (Reshumot) に公表される。

第 14 条

- (a) 選挙結果の公表から 45 日以内に首相候補者はクネセトにおいて閣僚を提示し、業務分担および政府の施政方針を提示して、首相および閣僚はその公務を開始する。ただし、第 33 条(a)(b)に従うものとする。その後できるだけすみやかに首相および閣僚は本条(c)の規定にしたがってクネセトにおいて忠誠を誓わなければならない。
- (b) 首相候補は本条(a)に規定された期間の終了する 7 日前までにクネセトに登場する予告をクネセト議長に行なう。予告がクネセト会期中になされない場合、クネセト議長はそのためにクネセトを開会しなければならない。
- (c) 首相による忠誠宣言の次のとおりである。

「私 (名前) は首相としてイスラエル国およびその法律を遵守し、首相としての役割を忠実に果たし、クネセト決議に従うものである。」

閣僚による忠誠宣言は次のとおりである。

「私 (名前) は閣僚としてイスラエル国およびその法律を遵守し、閣僚としての役割を忠実に果たし、クネセト決議に従うものである。」

第 15 条

- (a) 内閣が第 14 条にしたがって組閣できない場合、補欠選挙が実施される。
- (b) 首相候補が前述のように組閣に失敗し、再度失敗した場合、次の補欠選挙において立候補することができない。

第 16 条

- (a) クネセト立候補資格のないものは閣僚に指名できない。しかし、基本法：クネセト第 7 条に規定された役職あるいは役割を務めているものは閣僚に指名できる。ただし、その指名前に前記の役職あるいは役割を果たすことを辞めなければならない。
- (b) 道徳的卑劣行為を含む有罪判決を受けたものは刑期満了の日から 10 年以内は不適任

とする。

- (c) 党派から脱退し、議員を辞任したクネセト議員はクネセト在職期間中は閣僚に指名できない。

第 17 条

- (a) 首相選挙、組閣、不信任表明、組閣後の閣僚追加、副大臣指名に関して文書による合意がなされる場合、合意の双方の当事者は署名から 3 日以内にクネセト事務局に完全文書を提出しなければならない。投票日前 48 時間、組閣あるいは不信任投票 24 時間を越えない期間内とする。日時を計算するにあたっては休日、安息日などの法的に保証された日数は含めない。クネセトへの候補者リストによって作成された場合、両者はクネセト事務局にその写しを即座に提出しなければならない。
- (b) クネセト事務局はクネセトに本条にしたがって提出されたいかなる合意をも告知する。クネセト選挙期間中は候補者リストの代表に注意を喚起しなければならない。
- (c) 本条(a)に規定された期間後、新たな期間が特定されない限り、前述の問題に関する合意が署名されない。そして本条で特定された合意の公表を許可される。

第 18 条

- (a) クネセト、政府、公務、法定会社、政府系会社、あるいは公的機関におけるいかなる立場から人を免職させる権限を法律が与えたところでは、その人がその役割を果たすことに関して合意はなされないし、いかなるコミットメントはなされない。
- (b) 本条に規定された合意あるいはコミットメントの実施の保障のために直接的であれ、間接的であれ、現金であれ、それに相当するものであれ、いかなる保証もあたえられることはない。このような保証は有効ではない。

第 19 条

- (a) クネセトはその成員の多数をもって首相への不信任を表明することができる。
- (b) 首相への不信任の表明は職務期間の終了前にクネセトが解散を決定したものとみなされる。

第 20 条

会計年度開始に続く 3 ヶ月以内に会計法が採択されない場合は職務完了前におけるクネセトによる解散決議とみなされる。

第 21 条

- (a) クネセトが首相への不信任を表明する場合、あるいは第 20 条に基づいて会計法採択がなされなかった場合、クネセト選挙および首相選挙が、第 20 条において述べられ

たように不信任表明後 60 日が経過する前の最後の火曜日に行なわれなければならない。

- (b) 基本法：クネセトの第 34 および 35 条は第 19 および 20 条にしたがってクネセト解散に適用することはない。
- (c) クネセト議長は官報に不信任表明あるいは会計法不適用を告知しなければならない。

第 22 条

- (a) 首相がクネセトの多数が政府に反対し、その結果、政府の正常な機能が阻害されると確信した場合、大統領の承認を得て官報に掲載された命令によってクネセトを解散することができる。クネセト解散の決定は職務完了の前にクネセトが解散されたものとみなされる。クネセトおよび首相のための新たな選挙はクネセト解散の日から 60 日経過前の最後の火曜日に行なわれなければならない。
- (b) 首相は本条に従ってその権限を行使することはできない。
 - (1) 次期クネセトの任期開始から新内閣の組閣まで
 - (2) クネセトのクネセト委員会が首相をその任から罷免する勧告を行なった日からクネセト総会が第 26 および 27 条にしたがって決議を行なうまで。

第 23 条

- (a) 首相は政府に解散決定を告知した後に大統領に対して辞表を提出する方法で辞任しなければならない。辞任は首相がそのときまでに辞任を撤回しないかぎり、辞表が大統領に提出された 48 時間後に発効する。
- (b) 辞任した首相はその旨クネセト議長に告知しなければならない。クネセト議長はそれをクネセトに告知する。
- (c) 首相が辞任した場合、補欠選挙が実施される。

第 24 条

首相がクネセト議員としての役割を果たさなくなった場合、辞任したものとみなされる。

第 25 条

- (a) 犯罪に関する議事は最高検事長の合意がない限り首相とともに開始されてはならない。首相は最高検事長によってのみ弾劾される。
- (b) 首相に対する告発は三名の判事のもとエルサレム地方裁判所において主宰される。
- (c) 裁判所が首相を犯罪で告発する場合、犯罪が道徳的卑劣行為を含むかどうかをその決定でのべなければならない。

第 26 条

- (a) 首相が道徳的卑劣行為の犯罪で告発する場合、クネセトはクネセト議員の多数による決定に従って首相を罷免することができる。
- (b) 判定が確定してから 30 日以内で、クネセトのクネセト委員会は首相罷免に関する勧告決定を行なうことができる。首相罷免の委員会決定は委員の多数決でなされる。委員会が首相の罷免を勧告した場合、その決定はクネセト総会にふされる。前記期間中に委員会が勧告を総会に提案できない場合、議長はできるだけ早期にクネセト総会に当該問題を提案できる。
- (c) 首相罷免に関しては首相がクネセトあるいはクネセト委員会において問題を述べる機会が与えられる前にはクネセトあるいはクネセト委員会によって決定はなされない。
- (d) クネセトが首相を罷免する決定を行なった場合、補欠選挙が実施される。
- (e) 基本法：クネセト第 42 条 a および b の条項は首相には適用されない。

第 27 条

- (a) クネセトは議員の 30 票のうちの一票ににしがって首相をその職から罷免できる。
- (b) 首相解任動議は少なくとも 40 名のクネセト銀によってクネセト議長に提出される。議長はクネセトのクネセト委員会での審議のためにそれを提出する。
- (c) クネセト委員会が動議に関する決定を行い、動議提出後 30 日以内にその勧告をクネセト総会に提出する。委員会がこの勧告を期間内に提出できなかった場合、クネセト議長はできるだけ早期にクネセト総会に審議のために当該案件を提案する。
- (d) 首相罷免に関しては首相がクネセトあるいはクネセト委員会において問題を述べる機会が与えられる前にはクネセトあるいはクネセト委員会によって決定はなされない。
- (e) クネセトが首相罷免の決定をおこなった場合、補欠選挙が実施される。

第 28 条

首相が死去あるいは永久に資格が剥奪された場合、補欠選挙が実施される。

第 29 条

- (a) 首相が死去した場合、永久に資格が剥奪された場合、あるいは解任された場合、政府はクネセト議員である閣僚の一人に新たな首相が就任するまで首相代行の権限をもつ。
- (b) 首相代理はクネセト解散権以外のすべての権限を有する。

第 30 条

- (a) 首相が本国を離れた場合、閣議は首相によって指名された閣僚によって開催される。
- (b) 首相が 100 日を越えない期間において一時的にその責務を免除された場合、その職務はクネセト議員であり、首相から指名された閣僚によって代行される。代行の指名ができず、あるいは指名された者がその責務を果たせない場合、クネセト議員である閣僚が、首相あるいは永続的首相代理がその職務に突くまで首相代行として政府によって指名される。
- (c) (a)項は首相代理の在任期間中のみ適用される。
- (d) 首相が職務を遂行しない 100 日間が経過した後は首相は職務を永久に放棄したとみなされ、第 28 および 29 条が適用される。

第 31 条

- (a) 辞任した首相、あるいはクネセトが不信任を行なった首相は新しい首相が就任するまでその職務を継続する。
- (b) 首相の死去、永久資格剥奪、辞任、解任、クネセトによる不信任決議などの場合、閣僚は新たな首相が就任するまでその職務を継続する。

第 32 条

クネセトおよび首相選挙期間中、あるいは補欠選挙期間中は首相および閣僚が新しい首相および新内閣の閣僚が就任するまで職務を継続する。

第 33 条

- (a) 内閣は 18 閣僚を超えてはならず、8 閣僚を下回ってはならない。
- (b) 閣僚の少なくとも半数はクネセト議員でなければならない。
- (c) 閣僚は任所として指名されるが、無任所大臣であってもいい。
- (d) 首相は任所として指名された大臣として機能する。
- (e) (a)(b)の条項にしたがって、首相は組閣後、政府に特別に閣僚を加えることができる。そのように入閣した閣僚の職務はその指名に関する首相からクネセトへの告知提出とともに開始する。その直後、新閣僚は第 14 条(c)にしたがって忠誠宣言を行なわねばならない。

第 34 条

- (a) 首相を含む閣僚数が 8 人を越えない内閣においては、いかなる閣僚もそのポストから罷免してはならない。
- (b) 首相を含む内閣閣僚数が 8 名以下の場合、首相は必要最低限を満たすために閣僚を

数名指名する。指名は72時間以内に行い、それまでにいかなる閣僚もそのポストから罷免してはならない。本条項にしたがって必要最低限を満たさない場合、補欠選挙が実施される。

- (c) 閣僚は首相に辞表を提出することによって内閣から辞任することができる。内閣での職務は辞表が首相に届いてから48時間が経過した時点で辞任を撤回しない限りは終了する。
- (d) 首相は文書による告知によって閣僚を解任できる。閣僚解任は当該閣僚に文書が届いた後48時間後に首相による撤回がない限り発効する。
- (e) クネセトはクネセト議員70名の多数決によって閣僚を解任することができる。クネセトは、クネセト委員会委員の多数の勧告が受け入れられない場合、当該閣僚がクネセト委員会およびクネセト総会において事案を説明する機会が与えられた後には次の場合閣僚の解任に関しては審議しない。
- (f) 首相は会合あるいは他の方法で閣僚の職務終了を内閣およびクネセトに通告する。

第36条

閣僚が本国を離れるか、あるいは一時的に職務免除ができなくなった場合、首相あるいは首相によって指名された閣僚が、当該閣僚が職務に復帰するまで、あるいは代行が指名されるまで、その職務を免除する。首相は指名された大臣代行に関して政府およびクネセト議長に通告する。クネセト議長はクネセトに通告する。

第37条

- (a) 職務についた大臣は首相の承認を得て副大臣を指名する。副大臣はクネセト議員から指名されなければならない。副大臣はその指名が首相によってクネセトに通告されて後にその職務に就く。首相に任命された副大臣は「首相府付け副大臣」と称する。副大臣数は6名を越えてはならない。
- (b) 副大臣は指名したクネセト議員を代表し、かつ割り当てられた指針の範囲内でクネセトおよび省庁において活動する。
- (c) 所属会派後に自分の地位から辞任することなく会派を離脱したクネセト議員は同クネセト任期中には副大臣職には指名されない。

第38条

副大臣の任期は次の場合に終了する。

- (1) 指名した閣僚に対して辞表を提出した副大臣
- (2) 大臣あるいは大臣職をやめた当該大臣あるいは副大臣が内閣府付けの場合、首相

がその職を辞めたとき

- (3) 首相あるいは指名した大臣が副大臣職を終了させたとき
- (4) 副大臣がクネセト議員をやめたとき

第 39 条

- (a) 首相は
 - (1) 閣僚の役割を決定する
 - (2) 閣僚間の役割配分を変える
 - (3) ある閣僚から法律に定められた権限や責務を他の閣僚に移す
 - (4) ある省庁から別の省庁に活動領域を移す
 - (5) 官庁を設立、あるいは分離統廃合する。その場合はクネセトに通達する
 - (6) 特定の問題のために常設あるいは臨時閣僚委員会を設立する。委員会設立後は政府はそれを通して事業を行なう
- (b) 特定の大臣に法律で付与された権限は首相によって全面的あるいは部分的に他の閣僚に移管できる。本条にしたがった決定は政府によって承認されなければならない。
- (c) 首相は政府の機能を動かす。政府およびその諸機関における事業手続きおよび選挙手続きは別途決められる。
- (d) 政府決定は多数決で採決される。採決で否決された場合、首相は新たに投票を行なう。

第 40 条

政府は国家の名のもとに法律を遵守しつつ他の権限を法的に課せられていないすべての事業を行なう。

第 41 条

- (a) 本基本法にしたがって付与された権力を除いて、法律によって付与された政府の権力は閣僚の一人に委任される。
- (b) 法律によってある大臣に付与され、第 39 条(b)の条項のもとに委譲された権力は、立法権を除いて大臣によって公務員に全体的あるいは部分的に委任される。
- (c) 政府によって大臣に委譲された権力は立法権を除いて全体的あるいは部分的に公務員に委譲される。ただし、政府は公務員に権限を付与しなければならない。
- (d) 本条および第 39 条(b)の目的のために、
 - (1) 政府あるいは大臣に付与された権力はそれに課せられた責務をも委ねられている。
 - (2) 大臣には首相をも含む
- (e) 本条は権力および責務に関する法律によって他の意図が立証されない限り適用される。

第 42 条

首相を含む大臣は法律履行が課せられており、法によって公務員に付与されている司法権を除いていかなる権力をも行使できる。ただし、法律によって他の意図が立証されない場合に限られている。大臣は特別の案件のため、あるいは特別の期間内、上記をなすことができる。

第 43 条

首相、大臣、副大臣は、指針の範囲内および政府によって規定された原則に従う場合を除いて、その役割を免除され、経済的かつ公共的活動に従事しなくてもかまわない。

第 44 条

(a) 次の諸問題に関する政府および閣僚委員会の審議および決定は秘密であり、その公開および出版は禁止されている。以下がその問題である。

- (1) 国家の安全保障
- (2) 国家の外交関係
- (3) 秘匿が国家の安全にとって不可欠だと政府がみなした諸問題。その通告は本基本法のために命令のもとにおこなわれる。
- (4) 政府が秘密を保持すると決定した問題。ただし、そのような問題の公表および公開がその決定を知るものに禁止される場合。

(b) (a)項は政府、首相、あるいは政府、首相が特に権限を与えたものが公表、を許可した諸問題あるいはその公開が法律的に必要とされる問題には適用されない。

第 45 条

首相、大臣、副大臣の給与および職務期間中の支払い、あるいは慶弔金は、法律あるいはクネセトの決定にしたがって、またはクネセトによってその目的のために指名された公的委員会によって決定される。

第 46 条

政府は首相の提案にしたがって内閣官房長官を指名し、その職務を決定する。

第 47 条

(a) 法律履行を義務付けられた首相および大臣はその履行のための諸法令を作成する権限を与えられている。

(b) 法律は首相あるいは大臣に権限にかかわる問題についての諸法令を作成する権限を与えられている。

第 48 条

- (a) 首相あるいは大臣によって作成された諸法令およびその違反に対して委託している刑法罰は、当該問題に責任を負うクネセトの特別委員会によってその公表に先立って承認されなければ発効しない。委員会が諸法令が提出されてから 30 日以内にその承認あるいは否認の決定を行なうことができない場合、諸規定は承認されたものとみなす。
- (b) 本条の諸条項は基本法あるいは関係諸法令の条項から逸脱するものではない。

第 49 条

- (a) クネセトは国家が緊急事態にあることを確信した場合、自らのイニシアチブあるいは政府の提言にしたがって、緊急事態が存在することを宣言する。
- (b) その宣言は上記期間に有効であるが、一年は超えることはない。クネセトは緊急事態宣言を上述のとおり新たに行なう。
- (c) 政府が国家に緊急事態があり、その緊急性によって緊急事態宣言が必要であることを確信した場合、たとえクネセト召集が可能になる前であっても、政府は緊急事態宣言を行なう。宣言の有効期間は、クネセトによって事前に承認を受けておらず、クネセト議員の過半数によって指示されていない場合、その宣言から 7 日間で終わる。クネセト召集ができない場合、政府は本条で述べたように、再度緊急事態宣言をおこなうことができる。
- (d) クネセトおよび政府による緊急事態宣言は官報に公開される。官報における公表が不可能な場合、他の適当な方法が採用される。ただし、その通達はできるだけ早い期日に官報に公表されるものとする。
- (e) クネセトは何度でも緊急事態宣言を無効にすることができる。無効の通達は官報に公表される。

第 50 条

- (a) 緊急状態において政府は国家防衛、公安、補給および不可欠の諸活動のために緊急諸法令を作成することができる。緊急諸法令はその発効後できるだけ速やかに外交・安全保障委員会に提出される。
- (b) 首相は、緊急諸法令作成に深刻かつ即座の必要性が存在する場合、クネセト召集を不可能みなした場合、首相はこのような諸法令を作成するか、大臣にそれを作成する権限を付与することができる。
- (c) 緊急諸法令は、法による他の条項が存在しない場合、いかなる法律をも変え、一時

的にその効力を停止し、諸条件を課し、増税あるいはその他の強制的課金を行なうことができる。

- (d) 緊急諸法令は法的行動への遡及を妨げず、遡及的懲罰を定めず、人間尊厳への侵害を許さない。
- (e) 緊急諸法令は、緊急事態によって正当化される程度を除いて、実施されないし、その結果として諸手段あるいは権力が行使されない。
- (f) 緊急諸法令の効力は、その効力が法律によって延長され、クネセトによって無効にされ、あるいはクネセト議員の多数決に従わない限り、その発効の日から 3 ヶ月で終わる。
- (g) 緊急諸法令は官報に公表された日に発効する。官報での公表が可能でない場合、他の適切な公表手段が採用される。ただし、官報での公表はできるだけすみやかに行なわれる。
- (h) 緊急事態が存在しなくなった場合、施行された諸法令は上記期間中は有効であり続ける。しかし、緊急事態終了後 60 日間よりも延長されることはない。法により有効期間が延長された緊急事態は有効であり続ける。

第 51 条

- (a) 国家は政府の決定に従って戦争を開始することができる。
- (b) 本条項はいかなるものも国家防衛および安全保障のために必要な軍事行動の採択を妨げるものではない。
- (c) (a)条項における政府による開戦決定の通達はできるだけ速やかに外交安全保障委員会にそれを行なわねばならない。首相はできるだけ速やかにクネセト総会にそれを通告する。(b)条項に記した軍事行動の通告はできるだけ速やかに外交安全保障委員会に行なわなければならない。

第 52 条

- (a) 政府はクネセトおよびその諸委員会に要請に応じて情報を提供し、役割を免除することにおいて支援する。国家安全保障、外交関係、国際貿易、あるいは法的に委譲された諸特権を保護するために同様の措置が必要なとき情報の分類のための特別条項が法律によって命じられる。
- (b) クネセトは少なくとも議員 40 名の要請に基づいて首相の参加をもって決定された話題に関して会合を開催する。前述の要請は月一度以上提出できない。
- (c) クネセトは閣僚にクネセトに出席させることができる。同様の権限はその職務の範

囲内でクネセト委員会すべてにも与えられる。

- (d) いかなるクネセト委員会も、その役割を免じるという範囲内で、あるいは関係閣僚の監視のもとでその周知のところで、公務員あるいは法で示されたものの出席を求めることができる。
- (e) 首相および閣僚はクネセトおよびその諸委員会で発言できる。
- (f) 本条項の履行に関する詳細は法律あるいはクネセト関係法令で規定さる。

第 53 条

いかなる法律の諸条項にもかかわらず、緊急諸法令は本基本法を変更したり、一時的に停止したり、あるいは諸条項に基本法を従属させることはできない。

第 54 条

- (a) 政府は次の問題に関して国会に通達する。
 - (1) 首相代行の指名あるいは首相の指名
 - (2) 首相の辞任あるいは死去
 - (3) 閣僚の辞任あるいは死去
 - (4) 省庁業務の他省庁への移管
 - (5) 副大臣の職務の終了
- (b) 通達はクネセトにおいて行なわれ、クネセト休会中はクネセト議長に、そして議長はクネセトに通達する。

第 55 条

- (a) クネセトは官報に次の点を公表する。
 - (1) クネセトによる首相の不信任表明
 - (2) 首相の職務からの解任
 - (3) クネセトによる大臣の解任
 - (4) 第 39 条(b)にしたがってクネセトの承認
 - (5) 第 40 条のもとでの決定
- (b) 政府は官報に次の点を公表する。
 - (1) 政府による役割分担のクネセト、閣僚への説明
 - (2) 政府への閣僚追加
 - (3) 第 42 条における権力の執行
 - (4) 第 39 条(a)1-5 のもとでの首相の決定
 - (5) 副大臣の指名およびその職務の終了

(6) 内閣官房長官の指名

(7) 首相による閣僚の解任

第 56 条

(a) 本基本法はクネセト議員の多数がなければ変更できない。しかし、クネセト決議はクネセト議員の特定数によって採択されなければならないという条項は少なくともクネセト議員の同じ数によらなければ変更できない。本条項における必要な多数は第一議会、第二議会、および第三議会の期間中のクネセトの決議に必要とする。本条項の目的のための「変化」は特定あるいは不特定の両方を意味する。

(b) 本条の条項は第 57-63 条には適用されない。

第 57 条

基本法：クネセトにおいて

(1) 次の一節を第 9 条のあとに挿入する。

第 9 条 A

(a) クネセトは、クネセト議員の 80 票の多数によって採択された法律および適時の選挙実施を妨げる特別な環境においてを除いて、その任期を延長してはならない。延長期間は上記の環境に必要な時間を超えることはない。上記法律は選挙日に言及する。

(b) 第 34 条の条項を毀損することなく、クネセトは議員の多数決で(a)項にしたがって決定された選挙日を提示する。ただし、新たな選挙日は第 9 条にしたがって選挙日の前に行なわれることはない。

(2) 第 34 条は次のように結ぶ。「クネセト議員の多数によって」

(3) 次の条は第 45 条に続く。

第 45 条 A 第 45 条の条項は第 9 条 A にしたがって変化に適用する。

(4) 第 45 条における「第 4、9A、34、44、45 条の変更のために本法のもとで必要な多数」を「本法によって必要な多数、あるいは第 4、44、45 条の変更」に置き換える。

第 58 条

次の条は基本法：国家経済の第 3 条 A の次におく。

第 3 条 A

(a) 予算法が会計年度開始前までに採択されなければ、政府は中央統計局によって公表された消費者物価指数を勘案して前年度予算の 12 分の 1 に相当する額を月額で支出することが認められる。

(b) (a)にしたがって資金は主に法的義務、契約および協定を免じるためのものである。残りは前会計法に含まれる必要な業務執行のために政府によって排他的に使われえる。

(c) 本上はクネセトの多数によってのみ修正できる。

第 59 条

法律および行政命令ユダヤ暦 5718／西暦 1948 年は破棄される。

第 60 条

証明命令の修正（略）

第 61 条

基本法：政府（ユダヤ暦 5728 年）は破棄される。

第 62 条

選挙法（クネセト）ユダヤ暦 5720 年の修正

第 63 条

(a) 本基本法は第 14 期クネセト選挙からはじまる首相選挙およびクネセト選挙に適用される。

(b) (a)条項にしたがって、本基本法は(a)にしたがって選出された首相の職務開始の初日に発効する。

第 64 条

(a) 本基本法が発効する日に、本基本法第 49 条(a)にしたがって緊急事態が宣言されたとみなされる。

(b) 法律および行政法ユダヤ暦 5708／西暦 1948 年の第 9 条にしたがって宣言された緊急事態の継続に依存する効力を持ち続ける立法は(a)にしたがって緊急状態が存在する限り効力を持ち続ける。

(c) 法律および行政法ユダヤ暦 5708／西暦 1948 年の第 9 条にしたがって宣言された緊急事態に言及するいかなる立法も本基本法の第 49 条にしたがって宣言された緊急状態に言及したものとみなされる。

第 65 条

本法はその採択日から 30 日で発効する。

イツハク・シャミール 首相

ドヴ・シランスキー クネセト議長 ハイム・ヘルツォーグ 大統領

基本法：国家経済

第1条

- (a) 諸税、強制借款、その他強制支出は課してはならない。その総額は法律による以外に変更されない。同様のことは料金に関しても適用される。
- (b) 国庫に支払うべき諸税、強制借款、その他強制支出の総額は法律そのものには規定されないが、諸法令で規定された総額は、クネセトの決定、あるいはクネセトに代わって権限を付与された委員会によって、法律によって規定された期間内であらかじめ承認を得なければならない。

第2条

国有財産の売買、権利の譲渡、および国家に代わる負債の肩代わりは、法律によって権限を与えられたものによって担われる。

第3条

- (a) (1) 国家予算は法律によって決定される。
- (2) 予算は一年間とし、政府の歳出予算案を準備する。
- (b) (1) 政府は、クネセトあるいは権限を委譲されたクネセト委員会によって決定された時期にクネセトの場で予算案を提出する。
- (2) 予算案は予算の財源の概算も同時に提出しなければならない。
- (c) 必要な場合には、政府は会計年度内に補正予算案を提出することができる。
- (d) 会計年度開始までに予算案が可決されないと政府が判断した場合、政府は暫定予算案を提出することができる。
- (e) 財務大臣は毎年クネセトに対し国家予算の執行報告を提出しなければならない。詳細は法律によって規定される。

第4条

法定紙幣の印刷、法定貨幣の鋳造、およびその発表は法律によって規定される。

第5条

国家経済は国家会計検査官の調査を受ける。詳細は法律によって規定される。

エフライム・カツィール 大統領 イツハク・ラビン 首相

基本法：軍

(イスラエル国防軍)

第1条

イスラエル国防軍はイスラエル国家の軍隊である。

(民政府への従属)

第2条

(a) 軍は政府の権限下にある。

(b) 政府を代表する軍に責任を持つ大臣は国防大臣である。

(参謀総長)

第3条

(a) 軍における最高司令官は参謀総長である。

(b) 参謀総長は政府の権限下にあり、国防大臣に従属する。

(c) 参謀総長は国防大臣の推薦によって政府が任命する。

(兵役および徴兵)

第4条

兵役の義務および徴兵は法によって定める。

(軍の命令・指示)

第5条

軍を拘束する命令および指示の権限は法によって定める。

(その他の軍)

第6条

イスラエル国防軍以外のいかなる軍も、法の下においてを除いて設立されることも、運営されることもない。

エフライム・カツィール 大統領

イツハク・ラビン 首相

基本法：エルサレム、イスラエルの首都

(エルサレム、イスラエルの首都)

第1条

完全かつ統一されたエルサレムはイスラエルの首都である。

(大統領、クネセト、政府、および最高裁の所在地)

第2条

エルサレムは大統領、クネセト、政府、および最高裁判所のおかれる場所である。

(諸聖地の保護)

第3条

諸聖地は、冒涇および他のいかなる暴挙あるいは異なる諸宗教の信者がかれらにとっての聖地へのアクセスの自由あるいはそれらの諸聖地への感情を損なうようなあらゆることから守られる。

(エルサレムの発展)

第4条

- (a) 政府はクネセトの財務委員会の同意を得て、エルサレム市当局への特別歳出（首都助成金）を含む特別財源を配分することによって、エルサレムの発展および繁栄、その住民の福利に寄与する。
- (b) エルサレムは経済および他の問題における発展を促進するために国家の諸当局の活動に特別の優先権を与える。
- (c) 政府はこの条項を実施するための特別組織を設立する。

イツハク・ナヴォン 大統領 メナヘム・ベギン 首相

基本法：司法

第1条 基本条項

1. (a) 司法権力は次の裁判所に付与される。
 - (1) 最高裁判所
 - (2) 地方裁判所
 - (3) 行政裁判所
 - (4) 法律によって裁判所と定められた裁判所

本法においては、「判事」とは後に述べる裁判所裁判官を意味する。

- (b) 司法権力は次の裁判所にも付与される。
 - (1) 宗教裁判所 (beit din)
 - (2) 他の宗教裁判所
 - (3) その他の権力

すべては法律によって規定される。

(c) 裁判所および宗教裁判所は特定の事件のためには設立されない。

2. 司法権力を付与されたものは司法問題において本法の権力以外のいかなる権力にも従属しない。
3. 裁判所は法律によって規定されない場合以外、あるいは裁判所が法律のもとで指示しない以外、公開されるものとする。

第2条 判事

4. (a) 判事は裁判官選挙委員会による選挙に基づいて大統領によって任命される。
 - (b) 委員会は9名の委員から構成される。すなわち、最高裁判所長官、その判事組織によって選出された最高裁判所判事2名、司法大臣および政府によって指名されたもう一人の大臣、クネセトによって選出されたクネセト議員、全国弁護士会によって選出された弁護士会の代表2名。司法大臣は委員会委員長となる。
 - (c) 委員会は7名を下回らない限り、その委員数が減少しても活動する。
5. イスラエル国籍を有するものだけが判事に指名される。
6. 判事に指名されたものは大統領の立会いのもと忠誠宣言を行なわねばならない。宣言は以下のとおりである。「イスラエル国およびその法律に忠誠であることを誓い、公正に正義を分け与え、法律を悪用せず、私情に流されないことを宣誓する。」
7. 判事の任期は忠誠宣言に開始し、次の時点で終了する。

- (1) 定年退職の時点
 - (2) 辞職の時点
 - (3) クネセト議員候補であることを禁止されている職位の一つに選出あるいは指名された時点
 - (4) 判事選挙委員会委員長あるいは最高裁判所長官によって準備され、そのうち7名の多数によって採択された決定がなされた時点
 - (5) 懲罰裁判所の決定が下された時点
8. 定年退官した判事は法律に定められた手続き、条件のもとでその時期に判事職に指名される。
 9. (a) 判事は、最高裁判所長官の同意によって、あるいは懲罰裁判所の決定にしたがう以外は、奉職する裁判所の所在地から別の所在地に永久に転属させられることはない。
(b) 判事は本人の合意がない限り、下級裁判所の代理の職に任命されることはない。
 10. (a) 判事の給与、判事の職務期間中あるいは死去後に支払われる支出は法令によって規定されるか、あるいはクネセトまたはクネセトが権限を与えた委員会の決定によって規定される。
(b) 判事の給与減額の決定は行われることはない。
 11. 判事は、最高裁判所長官および司法大臣の同意がない限り、兼業を行なってはならないし、公的職務にかかわってはならない。
 12. (a) 犯罪捜査は検事総長の同意がある場合を除き、判事に反して公開されてはならない。検事総長による場合を除き、いかなる略式起訴も判事に反して行なわれてはならない。
(b) 判事に対する刑事告訴は本人が通常の手続きで告訴されることに同意しない限り、3名の判事から構成される地方裁判所を除いては裁かれることはない。
(c) 本条の条項は法律によって定められた罪状の類型には適用されない。
 13. (a) 判事は懲罰裁判所の管轄下にある。
(b) 懲罰裁判所は判事数名と最高裁判所長官によって指名された定年退官した判事によって構成される。
(c) 懲罰手続きを行なうための根拠、訴訟のやり方、裁判官の構成、懲罰裁判所の権限、懲罰手段などに関する条項は、法律に定めたとおりにしたがって、同裁判所に権限が与えられる。

14. 判事に対する訴訟あるいは略式起訴が行なわれる場合、最高裁判所長官は規定された期間、同判事を停職にすることができる。
15. (a) 最高裁判所の所在地はエルサレムとする。
 - (b) 最高裁は地方裁判所の判決あるいはその他の決定に対する告訴を審理する。
 - (c) 最高裁は上級裁判所として開廷する。開廷時最高裁は正義のために救済が必要であると認めた諸問題あるいは他の宗教裁判所の管轄権下にはない諸問題について審理をおこなう。
 - (d) (c)の条項の大部分への毀損せずに、最高裁は上級裁判所として以下の管轄権を有する。
 - (1) 非合法に拘束あるいは投獄された人の釈放命令を行なう
 - (2) 国家および地方自治体、その役人やその団体、および法の下で公的職務を担う人々に対して、その職務の法的運用を行なうか、それを自制するか、あるいは彼らが不適切に選出あるいは指名された場合、同様の運用を行なうか、あるいは自制するかを命令する。
 - (3) 本法によって対処される裁判所あるいは宗教裁判所を除く裁判所（世俗および宗教）および法の下で司法あるいは擬似司法権限をもつ団体や個人に対して、審理を行なうか、あるいは自制するか、特定の案件の審理を継続するか、あるいは不適切に進められた手続き、不適切に行なわれた決定を無効にするかどうかを命令する。
 - (4) 宗教裁判所に対して、管轄権の範囲内で特定の問題を審理するか審理を中止するか、管轄権の範囲外での特定の問題の審理を継続するかを命令する。ただし、申請者がより早い機会に管轄権の問題を提起しない場合、判事は本節における申請を受け入れることはない。判事が宗教裁判所によって判断が行なわれるまで管轄権の問題を取り上げる適切な機会がない場合、法廷は権限のない宗教裁判所によって取られた手続きあるいは決定を無効にする。
 - (e) 最高裁の他の諸権限は法律によって規定される。
16. 地方裁判所、行政裁判所、およびその他の裁判所の管轄権設定、権限、所在地などは本法に従う。
17. 最高裁判所の判断以外の第一審判決に対しては権利として上訴することができる。
18. 最高裁判所の三人の判事陪席によって判決が下された案件には本法によって規定されている理由および方法で5人の判事の陪席する審理を行なうことができる。

19. 最終的に判決が下された犯罪案件では本法に規定された理由および方法で再審を受けることができる。
20. (a) 裁判所によって下された判断は下級裁判所を導く。
(b) 最高裁によって下された判断は最高裁以外の他のあらゆる裁判所を拘束する。
21. 裁判所は判事であってもなくても書記官を必要とする。

第3条 雑条項

22. 本法は緊急諸法令によって修正、停止、条件付けを受けない。
23. 次の諸問題に関する諸条項は本法によって規定されている。
 - (1) 判事選挙委員会の選挙方法、在任期間、成員
 - (2) さまざまな地位の判事職のための資格付与
 - (3) 最高裁長官、最高裁副長官、地方裁判所および行政裁判所の長官および次席
 - (4) 判事任期の終了のための条件および手続き
 - (5) 判事を別の法廷の代理職に任命する方法、および判事を一時的であれ永続的であれ、別の場所での法廷で奉職する地域から別地域に移動させる方法
 - (6) 判事の停職手続きおよび停職の再検討
 - (7) 異なる階梯の裁判所が単独の判事、または3名あるいはそれ以上の数の判事によって審理すべきかの問題
 - (8) 特定の問題を審理する、あるいは審理すべき単数または複数の判事を任命する問題
24. 以下の問題が本法において定められているような諸条項は、
 - (1) 法廷の管理に関する諸規定、その作成と履行の責任
 - (2) 判事選挙委員会の手続きの諸規定
 - (3) 判事辞任の手続き
 - (4) 法廷の書記官指名の手続きとその権限
 - (5) 異なる階梯および所在地の法廷で職に就く判事の数

ハイム・ヘルツォーグ 大統領

イツハク・シャミール 首相

基本法：国家会計検査官

第1条

国家会計検査は国家会計検査官によって実施される。

第2条

- (a) 国家会計検査官は国家、閣僚、国家機関、地方機関、および国家会計検査官によって会計検査を受ける対象となると法で定められたすべての機関、団体の経済、財産、財政、諸義務、行政の会計検査を行なう。
- (b) 国家会計検査官は会計検査対象となる組織の合法性、保全、管理規範、効率性、経済性のみならず、必要とみなすほかのものも尊重する。

第3条

国家会計検査を受ける団体は、要請に基づいて即座に国家会計検査官に情報、文書、説明、あるいは検査官が会計検査目的に必要とみとめたほかのあらゆる資料を提供する。

第4条

国家会計検査官は法律に規定されたように組織や個人に関する国民の苦情を調査し、その立場から会計検査官は「国民からの苦情委員」という名称をもつ。

第5条

会計検査官は法律に定められた付随的職務を果たす。

第6条

会計検査官はその職務遂行の場合、政府ではなく、クネセトに対してのみ報告義務がある。

第7条

- (a) 会計検査官は秘密投票でクネセトによって選出される。その手順については法律によって定められる。
- (b) 会計検査官の職務期間は5年間である。

第8条

イスラエルに居住するすべてのイスラエル市民は会計検査官として務める資格を有する。付随的な資格については法律によって決定される。会計検査官として二期連続で務めたものは三期目には選挙の候補者にはなれない。

第9条

選出された会計検査官は次の宣言をクネセトで行ない、署名しなければならない。「イス

ラエル国家およびその法律に忠誠を誓い、国家会計検査官としての責務を忠実に果たすことを宣誓します。」

第 10 条

国家会計検査官事務所の予算は会計検査官の勧告によってクネセト予算委員会によって決定され、国家予算とともに公表される。

第 11 条

国家会計検査官の給与とその在任期間中の支出、および死去の場合の遺族恩給は、法律、クネセト決議、あるいはクネセトの権限を付与された委員会によって決定される。

第 12 条

- (a) 国家会計検査官は、法律に規定されているように、クネセトとの連絡を維持する。
- (b) 国家会計検査官は責務の範囲内で報告と意見を提出し、法律で定められた制限に基づいてそれを刊行する。

第 13 条

国家会計検査官はクネセト議員の投票の 3 分の 2 以上の多数がなければその職から解任できない。

第 14 条

国家会計検査官がその職務を遂行できない場合、国家会計検査官代理が法律の定める方法および期間内に指名される。

ハイム・ヘルツォーグ 大統領 イスハク・シャミール 首相

基本法：人間の尊厳と自由

(原則)

第1条

イスラエルにおける基本的人間の諸権利は人間の価値、人間生命の神聖さ、およびすべての個人は自由であるという原則に基づいている。これらの諸権利はイスラエル国樹立宣言において述べられている諸原則の精神に支えられている。

(目的)

第1条 a

本基本法の目的はイスラエル国の諸価値をユダヤ人および民主的国家として基本法において確立するために、人間の尊厳と自由を守ることにある。

(生命、身体、および尊厳の保持)

第2条

いかなる個人の生命、身体、および尊厳の侵犯はあってはならない。

(財産の保護)

第3条

個人の財産を侵犯してはならない

(生命、身体、および尊厳の保護)

第4条

すべての個人はその生命、身体、および尊厳を守る権利を有する。

(個人的自由)

第5条

投獄、逮捕、犯人引渡しなどによって個人の自由の剥奪あるいは制限があってはならない。

(イスラエルへの出入国)

第6条

(a) すべての個人はイスラエルを出国する自由を有する。

(b) すべてのイスラエル国民は外国からイスラエルへの入国の権利を有する。

(プライバシー)

第7条

(a) すべての個人はプライバシーの権利を有する。

- (b) 許可がない限り個人の私的所有地への立ち入りはできない。
- (c) 個人の私的所有地、身体、および所有物の探査はしてはならない。
- (d) 個人の会話、書物、および記録の秘密保持を侵犯してはならない。

(権利の侵害)

第 8 条

本基本法のもとにおける諸権利は適当な目的のため、または必要を越えない程度に、イスラエル国の諸価値に適合する法律、およびこのような法律の下において発効した規定による例外を除いては侵してはならない。

(治安維持軍に関する保留)

第 9 条

イスラエル国防軍、イスラエル警察、拘置所など国家の治安維持諸組織において勤務している者によって保持される諸権利は本基本法においては制限を受けず、任務の性格に必要な範囲を越えない限りにおいて法律および法律による諸規定を除いて、このような諸権利は諸条項に影響を受けない。

(法律の有効性)

第 10 条

本基本法は基本法の開始以前には効力のあるいかなる裁定の有効性には影響を受けない。

(適用)

第 11 条

すべての政府機関は本基本法における諸権利を尊重しなければならない。

(安定)

第 12 条

本基本法は修正、停止することはできず、緊急法による諸条件の影響を受けない。にもかかわらず、ユダヤ暦 5708 年、西暦 1948 年行政法令に基づいて緊急事態がのことで宣言される場合は、緊急法令は本基本法において諸権利を否定あるいは制限する前条項に基づいて施行される。ただし、否定および制限は必要の範囲内で適当な目的および特定の期間に限られる。

イツハク・シャミール 首相

ハイム・ヘルツォーグ 大統領

ドーブ・シランスキー クネセト議長

基本法：職業の自由

第1条

イスラエルにおける基本的人権は、人間の価値、人間生命の尊厳、およびすべての人間は自由であるという原則に基いている。これらの諸権利はイスラエル国建国宣言に述べられた諸原則の精神に支えられる。

第2条

本基本法の目的はユダヤ人国家及び民族国家としてのイスラエル国の諸価値を基本法において確立するために、職業の自由を擁護することである。

第3条

あらゆるイスラエル国籍を有するものあるいは居住者はいかなる職業、専門職、通商に携わる権利を有する。

第4条

職業の自由は侵害されることはない。ただし、適切な目的のために施行されたイスラエル国の諸価値にとって有益な法律、または必要に応じた程度まで、あるいはそのような法律のもとで施行された諸法令によるばあいはその限りではない。

第5条

すべての政府諸機関はすべてのイスラエル国民およびその居住者の職業の自由を尊重しなければならない。

第6条

本基本法は緊急事態諸法令によって修正、停止、条件付けを受けるものではない。

第7条

本基本法は、クネセト議員の過半数によって採択された基本法による場合を例外として、修正することはできない。

第8条

職業の自由を侵害する法律の条項は、たとえ第4条に従わないにしても、クネセト議員の過半数によって採択された法律を含んでいる場合は有効である。また、クネセトは、本基本法の条項にもかかわらず、その法律が有効であると明確に言及した場合もそうである。本法律は、有効期限が短縮されたと言及されない限り、その施行から4年で失効する。

第9条

旧基本法：職業の自由（1992年）はここに廃棄される。

第10条

本基本法直前に発効するはずだったが、本基本法あるいは第9条で廃棄されたいかなる法令の条項も、それより以前に廃棄されず、本基本法施行から2年間は有効でありつづける。しかし、本条項は本基本法の精神に基いて解釈される。

第11条

基本法：人間の尊厳と自由において

(1) 第1条は第1条aを意味し、次の条項が先行する。

「基本原則 1.イスラエルにおける基本的人権は人間の価値、人間生命の尊厳、すべての人間は自由である原則の承認に基礎をもつ。これらの諸権利はイスラエル国建国宣言に述べられた諸原則の精神に支えられている。」

(2) 第8条の末尾に次が加えられる。

「あるいはそのような法律のもとで施行された法令によって」

イツハク・ラビン 首相

エゼル・ヴァイツマン 大統領 シェバ・ヴァイス クネセト議長

(訳：白杵 陽)

解 説—イスラエルにおける基本法

白杵 陽

イスラエルには周知のように成文法としての憲法は存在しない。その代わり憲法の代替として、独立宣言、世界シオニスト機構・ユダヤ機関（地位）法、帰還法という特別な基本法、そしてその他に 11 の基本法が存在する。11 の基本法とは、国会＝クネセト(1958 年)、土地(1960 年)、大統領(1964 年)、政府(1968 年)、国家経済(1975 年)、軍(1976 年)、首都エルサレム(1980 年)、司法(1984 年)、国家監督官(1988 年)、人間の尊厳と自由 (1992 年)、職業の自由(1992 年)、である。

独立宣言はイスラエル国家の建国理念のエッセンスが凝縮された文書として事実上の「憲法」とみなすことができ、他の基本法とは別格に扱うべき文書であろう。また、世界シオニスト機構・ユダヤ機関（地位）法および帰還法の 2 つの基本法はイスラエル国家と世界に散らばる離散ユダヤ人社会との結節点としての役割を規定した文書で、ユダヤ民族のためのイスラエル国家であるというシオニズムの理念が投影されている。この 2 つの基本法も国家および政体にかかわる他の基本法からは区別する必要がある。本論では独立宣言、帰還法などの 2 つの基本法、そして 11 の基本法の 3 つの種類の変書をあわせて議論していくことになる。

イスラエルは建国後すぐに、最初のクネセト(国会)において憲法制定委員会を設置し、相当時間をかけて議論したものの、結局、憲法制定の合意に至ることができなかった。宗教諸政党がトーラー(ユダヤ教律法)以外の法は認められないとし、また左派諸政党はマルクス主義的理念を取り込むように要求したからであった。そのため、ダヴィド・ベングリオン・イスラエル初代首相は当面、憲法制定を断念し、合意可能な問題から断片的であっても基本法を漸次制定していく形で対処することを決定した。クネセトが基本法を制定する権限をもち、120 議席のうち絶対過半数の 61 議席の賛成をもって基本法を制定あるいは改定できるとした。

基本法に関して触れる前にここで強調しておかなければならないことは、事実上の「憲法」に相当する文書としてのイスラエル独立宣言の占める特別の位置である。独立宣言は正式には「イスラエル国樹立宣言」であるが、この文書は、イスラエルをユダヤ民族国家として位置付けるシオニストのみならず、シオニスト国家としてのイスラエルに猛烈に反対

する共産主義者から、シオニズムを反ユダヤ教的だと反対する超正統派ユダヤ教徒（アグダト・イスラエル党）まで、建国当初のイスラエル社会を構成していた様々な異なる種類の考え方をもつ人々のコンセンサスを表現するものでなければならなかった。したがって、国民的なコンセンサスを得るために独立宣言自体はあらゆる解釈の可能性を残す文書となった。

独立宣言に関する最大の問題はイスラエル国家の規定をめぐる問題である。すなわち、一方でユダヤ人国家としながら同時に民主国家と規定したところに問題が生じた。すなわち、イスラエルにおける民族的マイノリティ、すなわち、イスラエルに在住するアラブ市民をどのように位置付けるかの問題を残したからである。すなわち、民主主義的ルールにしたがってアラブ市民がイスラエルの多数派となった場合、イスラエル国家はユダヤ人国家でありうるのか、という国家の性格をめぐる矛盾が露呈されることになる。しかしながら、そのような矛盾をそのまま追認して「基本法 人間の尊厳と自由」（1992年）において「ユダヤ的および民主的国家としてのイスラエル国の諸価値を基本法において確立するために」制定したものの、宗教諸政党からはイスラエルを「ユダヤ教国家」として規定する基本法の制定を求める動きは絶えないし、同時に左派政党からは徹底した民主国家として宗教と国家の完全な分離を要求する動きなどが起こるなど、国家规定をめぐるのは錯綜した状況と議論の混迷を生み出している。

ところで、ユダヤ人国家としてのイスラエル国家の規定に関連してもっとも重要な基本法は「帰還法」である。なぜなら、帰還法によって「ユダヤ人はオレー（移民）としてイスラエルに来る権利を有する」からである。この基本法は1954年と1970年に部分的に改定されているが、改定部分で最も注目すべき点は1970年の改定で、ユダヤ人の定義を新たに規定していることである。すなわち、「ユダヤ人とはユダヤ人の母として生まれるか、あるいはユダヤ教に改宗したもの、ならびに他の宗教の成員でないもの」としているのである。とりわけ注意を要するのは「他の宗教の成員でないもの」という、それまでのハラハー（ユダヤ宗教法）にない規定を付け加えたことである。この規定はある事件が起こったためであった。すなわち、カトリックに改宗したユダヤ人が、「自分の宗教はキリスト教であるが、民族はユダヤ人である」と主張して、イスラエル内務省に対して帰還法の適用を求めて最高裁で争い、結果的に帰還法の適用を認められなかった訴訟事件を受けて改定されたものであった。帰還法では「誰がユダヤ人か？」に関しては「本法が施行される以前にこの国にきたすべてのユダヤ人、本法施行前後をとわずこの国で生まれた者をオレー（移民）としてこ

の国に来たものとみなす」ときわめて曖昧に規定していた。そのために改めて厳密にユダヤ人を定義する必要に迫られたからであった。

このような問題処理の仕方はクネセトが立法機関として基本法を改定しうる権限を有していることを意味すると同時に、「誰がユダヤ人か？」に関する政治的問題が惹起されれば、本基本法が再度改定される可能性を示唆しており、基本法のもつ脆弱性が問題化する契機ともなって、憲法制定への世論を喚起することにもなっている。

この帰還法が個人としてのユダヤ人の定義とその帰還の権利を規定しているとするれば、換言すれば、イスラエルと離散ユダヤ人社会の関係をユダヤ人個人の権利として規定しているとするならば、「世界シオニスト機構－ユダヤ機関(地位)基本法」は、独立国家としてのイスラエルと離散ユダヤ人社会を組織化してきた世界シオニスト機構の関係を明らかにしたものであった。歴史的あるいは組織的に言えば、世界シオニスト機構のパレスチナ代表部がユダヤ機関であり、イギリス支配下のパレスチナ委任統治期にはユダヤ機関がパレスチナ委任統治政府に対してパレスチナのユダヤ人を代表する政治組織として位置付けられていた。したがって、世界シオニスト機構とユダヤ機関は世界組織とそのパレスチナ代表部として同一組織であり、名称の違いは同じ顔を違った各度から見た同一の顔の違いにすぎなかった。ただし、パレスチナに拠点を置くユダヤ機関は理論的にはイスラエル国家が独立するとともに発展的にイスラエル国家に解消されるべき政治組織であったが、イスラエル建国後も世界シオニスト機構のパレスチナ代表部という性格は維持されていた。したがって、世界シオニスト機構＝ユダヤ機関と新たに誕生したイスラエル国家との関係を明確にする必要が起こったのである。

本基本法によれば、世界シオニスト機構＝ユダヤ機関はユダヤ人移民と入植、そしてこの分野における他のユダヤ人諸組織との調整を行うとしている。つまり、世界シオニスト機構はパレスチナにユダヤ人を移民・入植させる事業を行ってきたシオニズム運動の総本山であったが、本基本法でイスラエル国家が建国されてもイスラエルへのユダヤ人移民・入植の事業を続けることを明らかにしたものであり、世界シオニスト機構＝ユダヤ機関とイスラエル国家との関係はそれぞれ離散ユダヤ人社会およびイスラエル・ユダヤ人社会を代表すると同時に両者をユダヤ人移民・入植によって繋ぐという重要な規定を行っている基本法といえる。

世界シオニスト機構＝ユダヤ機関とイスラエル国家とは両者の分業を明確にするために取り決めを行っており、その中でユダヤ機関は国家機関ではなく、民族機関、すなわち、

全ユダヤ民族に属する機関と規定している。そして1960年にはさらに新たな条項を付け加えた。すなわち、「イスラエル国はユダヤ民族全体の創設とみなされ、イスラエル国家のためにユダヤ民族の統一を達成するべく、世界シオニスト連盟(=世界シオニスト機構)からの支援を期待する」として、世界シオニスト機構はユダヤ人全体を民族的に代表するという方向性を強めつつも、両者はイスラエル国家と離散ユダヤ人社会を結ぶ機関として世界のユダヤ人の統一をめざすことを再度確認している。

さて、冒頭でイスラエルの基本法は11あると指摘したが、時系列的に並べたものであった。独立宣言、帰還法あるいは基本法を機能的あるいは制度的な側面から見た場合、その問題点を含めて説明すると次のようになる。イスラエルの「立憲主義」的な原則は独立宣言で確認した上で、ユダヤ人国家としてのイスラエルを規定したものとして帰還法があることはすでに指摘した。「ユダヤ人国家」に関連して、もっとも問題となるのは宗教と国家の関係を明文化して規定した基本法が存在しないことである。もちろん、オスマン期からイギリス委任統治期を通じて慣習的に継承された宗教共同体の自治はイスラエル国家でも継承されている。したがって、事実上、ユダヤ教では首席ラビ、イスラームではムフティ、キリスト教では教会諸総主教などにそれぞれの宗教的共同体の宗教的自治および信仰自由が制度的に保障されている。しかし、出生、婚姻、埋葬、相続といった私法レベルに属する諸問題に関しては各宗教共同体の長が権限を握っており、それぞれの宗教法にしたがっている。すなわち、市民法と宗教法の二重構造の厳然として存在しており、この宗教自治上の慣行の追認は基本法では規定されていない。

このような法的な二重構造が、宗教・宗派を超えた婚姻を不可能にしており(海外などで結婚をあげて内務省に届けられる場合は例外として)、この点でも婚姻の自由の侵害があるおそれがあるともいえる。メレツなどのシオニスト左派政党が国家と宗教の関係を明確にするように強く要求し、宗教権力の個人的諸問題への介入を排除するような基本法制定を含む立法措置を試みているが、宗教諸政党の強い反対にあって実現していない。記憶に新しいところでは、バラク前首相が「市民改革」と称して宗教省を廃止するという試みを行ったが、2001年2月6日の首相公選で敗北したためにこの改革も中途半端のまま放置されることになった。

次に、国籍=市民権に関しては帰還法で規定されているが、この点も問題になってくる。すなわち、1948年の建国の時点でイスラエル国の領土(すなわち、グリーンライン)内に残ったパレスチナ・アラブにイスラエル国籍=市民権を与えた根拠になったのは独立宣言の民

族、宗教による差別はしないという条項であり、帰還法ではなかった点である。当然ながら、この点でもパレスチナ難民の帰還権との関連で問題となってくる。パレスチナ難民に関しては、別の法的措置によって帰還することすらも許されていない。

法の支配の原則は独立宣言で明言されている（法の前への平等、性による平等など）。三権分立に関しては、司法権の独立が基本法：司法で明示されている。

政治制度に関していえば、まず、立法府である。議会選挙に関しては、国政選挙は基本法：クネセトで規定されているが、地方自治体に関しては基本法は存在しない。行政府に関しては基本法：政府で規定されている。

政府にかかわる最大の論争点になったのが、1996年の第13期総選挙からクネセト選挙と同時に首相公選制が導入されたことであった。首相公選はその後、1999年第14期クネセト選挙、そして2001年2月にはクネセト選挙は行われずに首相公選が単独で実施された。もちろん、この首相公選の導入に際して、1992年に第12期クネセトにおいて、基本法：首相公選制、が新たに制定された。したがって、首相公選の導入はイスラエル政治史始まって以来の大改革であった。この新たな基本法制定によって、基本法：クネセトおよび政府に係る条項の部分的な改定が行われた。

しかし、2001年2月の首相公選で明らかになった数々の深刻な問題点の現出によって次回からは再び首相公選制は廃止され、議員内閣制に復帰するであろうことは、労働党およびリクードの間で合意され確実視されている。以上に鑑み、本論では首相公選に関する基本法は取り上げなかったことはあらかじめ指摘しておきたい。

大統領に関しては、基本法：大統領で規定されている。周知のように、イスラエル大統領は国家元首ではあるが、実際の行政権をもたないドイツ型のシステムをとっている。

その他の国家機関としては、イスラエル国防軍があるが、これは基本法：軍で規定されている。また、イスラエル独特の制度として国家監督官があるが、国家監督官が毎年発表する報告書は国家機関に対して大きな影響力を及ぼしている。

さらに、土地に関してはきわめて短い基本法：土地がある。イスラエル国家にある土地の売却および譲渡を禁止しているだけであるが、この基本法はイスラエル国家成立以前の事情がからんでいる。すなわち、イスラエルの土地は国有地、公有地、私有地に分類されるが、国有地は基本的にはオスマン期からイギリス委任統治期にかけてミッリー地を継承したもので、さらにパレスチナ・アラブが難民となってパレスチナの地を離れ、不在者土地法によってイスラエル国家が収用した土地である。また、公有地とはユダヤ民族基金＝

ケレン・カイエメット (Jewish National Fund) による所有地である。基本的には建国以前からパレスチナの土地を購入し、植林、道路建設あるいは住宅および耕作地開発など国土開発全般を行ってきたのがこのユダヤ民族基金であり、イスラエルの土地の圧倒的な部分がこの基金に属している。ユダヤ民族基金はイスラエル国家機関であると同時に世界シオニスト機構＝ユダヤ機関の一翼もなしている。この点に関してもイスラエル国家と離散ユダヤ人社会との関係、あるいはパレスチナ難民の帰還権およびその土地所有権が問題となってくる所以である。ユダヤ民族基金の所有になる土地をしばしば国有地 (State Land) と区別して民族所有地 (National Land) という呼び方をしているが、ここではたんに公有地とした。

何度も繰り返し問題としてきたのは、イスラエル国家とユダヤ人離散社会との関係であるということであるが、前述したユダヤ民族基金と同じく二重の性格をもつのが、ユダヤ建設基金＝ケレン・ハ・イエソド (Keren ha-Yesod) である。ユダヤ建設基金は世界シオニスト機構＝ユダヤ機関の財務担当機関で、ユダヤ人移民促進とその移民のイスラエル社会への同化・教育・福祉・農業入植などのための資金を離散ユダヤ人社会から集めて分配する役割を負っている。したがって、ユダヤ民族基金は基本法：土地において言及されているが、ユダヤ建設基金は国家機関でありながら基本法には言及されていない。

同様に基本法には触れられていないのがエルサレム・ヘブライ大学である。ヘブライ大学はイスラエル建国より 20 年以上前の 1925 年に開学したので述べられのも当然ではあるが、ヘブライ大学をはじめ、テルアビブ大学、ハイファ大学、ネゲヴ・ベングリオン大学、テクニオン (ハイファ工科大学)、ヴァイツマン研究所などといった高等教育研究機関は国立機関であるものの、基本法には触れられていない。

イスラエルの立憲主義は成文憲法が存在しなくとも機能しているということができる。しかしながら、以上で指摘してきたように、独立宣言を事実上の憲法と位置付け、政治状況の必要に応じて基本法を制定するというやり方をイスラエルは採用してきた。もちろん、基本法制定の評価はすべて制定当時の政治状況の中でなされねばならない。とりわけ、基本法：首都エルサレムは 1993 年以来続いていたオスロ合意に基づく永久的地位交渉のもっとも困難な問題であるエルサレム問題の打開の障害になってきた。2000 年 7 月のキャンプデービッド会談でのクリントン前米大統領、バラク前イスラエル首相、そしてアラファト PLO 議長の三首脳が合意に達することのできなかつた問題がエルサレムであったことを考えると、イスラエルにおける基本法の重みが感じられる。

いずれにせよ、イスラエル国民のコンセンサスの取れない問題—とりわけ最大の難問が宗教と国家の関係であろうが—に関しては、基本法を制定せず、これまでの慣行にしたがって、その運用を行うという手法をとってきており、どこまでがイスラエル国民のコンセンサスかを確認するための重要な指標になるという点でイスラエル政治を分析する上でもきわめて重要な切り口を提供してくれる。

なお、イスラエル法務省は 1985 年まで基本法制定の際にヘブライ語原文に公式英訳を付していたが、以後に制定された基本法には公式英訳がふされていない。

(参考文献)

Daniel J.Elazar, ed., The Constitution of the State of Isarel, 1996/5756, Jerusaelm: The Jerusalem Cetenr for Public Affairs, 1996.

Ha-Mishpatot shel Medinat Yisra'el:Meqorot (The Laws of the State of Isarel: Documents), Jerusalem: 1995. (in Hebrew)